

昭和五九年(丙)第八一四号

出版差止等請求控訴事件

控訴人 株式会社早川書房

被控訴人 株式会社徳間書店

他一名

昭和五九年一一月七日

控訴人代理人弁護士 五十嵐敬喜

同 原哲明

同 横山敏明

## 一、出版契約の実態について

(1) 被控訴人等は、著者と出版社間の出版権設定契約は、著者と出版社との間で、出版権設定契約の意思を明示して、文書をもつて契約書を締結したときに成立するとしている。しかし右の論がいかにも観念的であり、出版界の実態を無視したものであることは、被控訴人徳間書店の提出にかかる乙第一〇号証の一から同一〇号証の一〇までの契約書自体に明らかであるといべきである。以下この点についてみると、ことによる。

さて、右の乙号証について、契約成立日と公刊期日について一覧表にしたのが別表であるが、右の表をみると、契約成

立日と公刊期日が、きわめて、近接していることがわかる。

すなわち、同表によれば、契約成立日と公刊期日は、長くて一ヶ月、あるいは一五日、極端な場合には同日となつてゐる。

公刊期日と契約日が極めて近接していること、あるいは同時にあるといふこと、それは、とりもなおさず、契約成立日時点では、著者が出版社に對して原稿を引渡していることは勿論、出版社においても、それまでの間にほぼ本を完成して、いわば店頭にならべる寸前まで作業が終了しているといふことを意味してゐるのである。

そこで、この実態をふまえて、被控訴人等の主張、すなわち、右の契約成立日までに契約が存在していないという主張をみると、いかにも、不合理であることがしれよう。第一に

それは著者側からみて、契約成立の寸前まで、契約がないのであるから、他社と契約することは勿論出版を破棄することができるということになる。これは、既に本を完成してしまつた出版社に多大の損害をかけることになる、又これを出版社側からみると、出版社側でも、契約がないのであるから、いつでも出版をしないことができることになり、著者に多大の損害を与えることになることは、当然のことといわなければならない。このような不合理は双方にとつて許されるわけではなく、当事者だけでなく、社会的にみても許されないのはいうまでもないであろう。

とすると、著者と出版社との間に契約が成立するのは、右のように、文書で、契約を締結した日ではなく、それ以前

に成立しているとみるのが、常識的であり、その契約はいうまでもなく、口頭によつて行われるのである。いいかえれば、文書による契約の成立は、右の口頭の契約を、後に追認するにすぎないのであり、又、文書の契約書が存在しないからといつて、口頭の契約が存在しないとすることができないことも、当然である。

そして、右の口頭契約は、通常、著者と出版社との間で、控訴人が主張してきたように、著者と出版社間の信頼関係にもとづいて、契約内容の譲渡がきまるのである。つまり、著者と出版社の間で、信頼関係が薄ければ、その内容は機密になるし、逆に信頼関係が強ければ、それは明白になる。本件、

書房の雑誌に掲載したものであり、その単行本を控訴人会社で出版している。又、それだけでなく、本件と同時期に、「

「梅田地下オデッセイ」の文庫本を出版しているのである。

従つて、控訴人会社と堀との間には、強い信頼関係が存在していたとみるのは、常識的であり、そのような場合に口頭契約の内容が、被控訴人等のいうように公式的な雰囲気で、発行日、印税、定価、発行部数、装丁、解説、校正などについて、すべて決定していなければ、契約ではないといふのは、出版界の実態を無視しているといえよう。被控訴人等の反論は理由がない。

### 二 出版界の慣行について

控訴人は、口頭契約によつて、発刊後三年以内は他社で出版

しないといふ慣行が、日本の出版界には存在しており、それは法的に保護されるべきだとしてゐるのに対し、被控訴人等は、これを否定している。控訴人はその理由をすでに種々の点から論証しているが、論点をはつきりさせるために、再び次の点を強調しておきたい。

日本の多くの出版社では、右の慣行は守られており、三年以内に他社で出版されるのはごく少ない、このごく少い三年以内の出版についても、他社で出版する場合には、著者は勿論、原出版社の同意をえてそれは行われてゐる。しかし、本件では三年以内に、原出版社の同意を得ないで、正確にいえば、拒否している事実を知りながら、出版を行つたという点に特色がある。そこで問題は過去に、このような事例があつ

たか否かということであり、そういう事実がなければ、あるいはあつたとしても、ごくわずかであれば、控訴人のように解釈することができるというのが控訴人の主張なのである。

被控訴人等は、事実を挙げてこの点に答えるべきであろう。なお、この慣行について、被控訴人等は、このような慣行を認めると、著しく著者の権利を侵害することになるというような主張を行つている。しかし、全くの同一物を同時に他社で出版される出版社側の被害と、三年たつたら、他人で出版できる著者の利益とを比べてみたら、その差は明らかであろう。著者は、三年は同一出版社で出版し続ける義務は、当然に受忍すべきであろう。

反論

(一) 契約の存在

1 「著作者たる堀晃に打診し、堀晃がかるく合づちを打つ  
た程度としてしか評価することは出来ないものである」（  
同準備書面第一、一）と反論しているが、堀は昭和五六年  
二月一九日付内容証明郵便（甲第一号証）で、

『この点につき小生から「五六六年九月以後、早川文庫  
での出版はこれを妨げない」ことを申入れております。  
これは貴社、細井氏との口頭での約束を尊重したもの  
です』

と自白しているとおり、約束すなわち、契約が成立してい  
るという認識を堀晃は有していたもので、右反論が誤りで

あることは、この書証より明白である。

即ち、被控訴人堀晃は「堀晃と細井との間の話程度のことは、およそ出版社の担当者と著作者との間では、一杯飲みながら日常茶飯事のように話題にのぼつてゐることだろう」（同四、）「出版許諾契約と認定されるためには、細井と堀晃との話程度の会話のやり取りでは不十分である」（同五、）。「そうでなければ単なる打診、雑談と出版許諾契約との間に何等区別がなくなるばかりでなく」（同五、）と主張しているが、单なる打診・雑談でなく、約束が存在するからこそ、右内容証明郵便で記載し、通知してきたのである。

2 なお、同書面第一、三とおびきにおいて、被控訴人堀

晃は、証人細井恵津子の証言に言及して、

「こうした重要な点にまでこのようにも積極的に虚偽の証言をする細井氏の態度は、……」

「印税についても話題にのぼつたように虚偽の証言をしているが、」

と述べ、宣誓のうえ公判廷で証言をした同証人が偽証をしたと勝手に決めつけている。右主張は事実に反し、右証人の名前を著しく傷つけるものである。

弁論主義・当事者主義を基調とする民事訴訟の下では、

訴訟手続において当事者が忌憚なく主張をつくしてこそその目的を達し得るものであり、そして民事訴訟が私人間の紛争解決の場である以上、利害關係や個人的の感情が鋭く対

立し、しばしばその主張が筆が流れ、エスカレートする場合もあり得るであろう。しかし、本件の如く、細井証人が積極的に偽証しているとか、それも控訴人会社の意向をうけて偽証したかの如き主張をするに至つては、主張の表現内容・態様が著しく非常識で、細井証人ばかりか控訴人の名譽も著しく害するもので弁論主義の内在的制約を超えて社会的に許容される範囲を逸脱しているものと言える。

従つて、本件準備書面の該当部分を自主的に撤回し、主張を改められることを要請する。

別表

(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	乙第一〇号証の一 証拠番号	著者名	契約成立日	公刊期日
の 十	の 九	の 八	の 七	の 六	の 五	の 四	の 三	の 二					
勝 目 有 梓	豊 田 義 恒	藤 本 幸 一	松 下 季 恒	梶 山 陳 助	野 末 玲	松 浦 平	今 浦 玲	今 東 光	笛 沢 左	白 崎 秀	白 崎 秀	1959年1月 4年2月末	1959年1月 4年2月末
59	50	45	44	42	41	40	39	37					
•	•	•	•	•	•	•	•	•					
4	10	8	11	1	12	1	11	4					
•	•	•	•	•	•	•	•	•					
30	1	5	25	26	15	29	6	6					